



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年3月13日金曜日 第2654号

◇ 目 次 ◇

愛媛県伝統的特産品の指定..... (観光物産課) ... 157

肥料登録有効期間の更新..... (農産園芸課) ... 157

保安林の指定..... (森林整備課) ... 158

保安林の指定施業要件の変更..... (") ... 158

保安林の指定施業要件を変更する件に係る掲示..... (") ... 158

公有水面埋立工事のしゅん功認可..... (港湾海岸課) ... 159

指定道路の指定..... (東予地方局四国中央土木事務所) ... 159

建設業者の許可の取消し..... (中予地方局管理課) ... 159

道路の区域変更(県道八倉松前線)..... (") ... 160

開発行為に関する工事の完了(2件)..... (中予地方局建築指導課) ... 160

土地改良区役員就退任の届出..... (南予地方局農村整備課) ... 160

道路の供用開始(県道宇和三間線)..... (南予地方局管理課) ... 161

道路の区域変更(県道長浜中村線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 161

道路の供用開始(県道長浜中村線)..... (") ... 161

道路の供用開始(県道長浜保内線)..... (") ... 161

医師の指定..... (身体障害者更生相談所) ... 162

指定医師の所在地の変更..... (") ... 162

指定医師の辞退の届出..... (") ... 162

公 告

争議行為の通知の公表..... (労政雇用課) ... 162

技能検定の合格者..... (") ... 163

公安委員会規則

愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... (警察本部交通企画課) ... 171

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則..... (警察本部交通規制課) ... 171

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則..... (警察本部警務課) ... 171

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令..... (警察本部交通企画課) ... 172

告 示

○愛媛県告示第257号

愛媛県伝統的特産品産業振興対策要綱(昭和54年10月1日制定)第2の1の規定に基づき、愛媛県伝統的特産品を次のように指定した。
平成27年3月13日

愛媛県知事 中村時広

名 称	伝統的な技術若しくは技法又は伝統的に使用されてきた原材料	製造される地域
下駄	1 伝統的な技術又は技法 研磨及び塗装は、手作業によること。 2 伝統的に使用されてきた原材料 使用する主材料は、檜、桐又は杉とすること。	大洲市

○愛媛県告示第258号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。
平成27年3月13日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成33年3月23日	愛媛県第1262号	炭酸カルシウム肥料	粒状苦土炭酸石灰2号	アルカリ分53.0 可溶性苦土10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社研農高知県高知市萩町1丁目9番48号

○愛媛県告示第259号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年 3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 保安林の所在場所
四国中央市下川町字平見乙64の1、乙64の16、乙64の17、乙64の19
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字平見乙64の1・乙64の16・乙64の17・乙64の19（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第260号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年 3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宇和島市津島町下畑地丁84の1、丁85、津島町北灘字シーバシ第4号372の1、第4号372の3、字シノバシ第4号374、津島町岩淵丁506の5
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宇和島市津島町成字川ノ上307の3、308の2、津島町上畑地字高岡1号66の1、津島町北灘字荒網代第8号39の1、第8号39の2、字後谷第8号40の1、第8号40の2、津島町高田己14、

己15、己16の1、己17の1、己17の3、己18の1、己18の2、己19、己21の5から己21の7まで

(2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第261号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成26年10月農林水産省告示第1523号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大洲市役所及び内子町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年 3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
喜多郡内子町大瀬東2842	喜多郡内子町大瀬東3065番地 竹 本 テツ子	森林所有者
大洲市河辺町山鳥坂615、619、841、843の1	喜多郡河辺村大字横山300番地 小 西 寿 司	〃
大洲市河辺町三嶋27、28、35、167、168、231、235、239、423	喜多郡河辺村大字北平甲2105番地 日垣時 比 奈	〃
大洲市河辺町三嶋33、37から39まで、230	松山市南江戸町742番地 岡 林 勝 也	〃
大洲市河辺町三嶋49	松山市南久米町265番地1 吉 野 守 彦	〃
大洲市河辺町三嶋227、228	喜多郡河辺村大字北平甲2108番地 小 田 親	〃
大洲市河辺町三嶋240、241	大洲市東大洲111番地1山田マンション302号 柿 本 浩 一	〃
喜多郡内子町大瀬南5543	喜多郡五十崎町大字北表甲1694番地 石 田 光 猶	〃
喜多郡内子町大瀬南5551	喜多郡内子町大字大瀬西349番地 松 本 源治郎	〃
大洲市河辺町川上1679、1703	喜多郡河辺村大字川上甲400番地 川 上 百合子	〃
大洲市河辺町川上1683、1688、1689、1700	喜多郡河辺村大字北平甲354番地 奥 平 嬉	〃
大洲市河辺町川上1701	上浮穴郡浮穴村大字川上甲400番地 川 上 百合子	〃
大洲市河辺町北平46、51、66	今治市立花町二丁目1番20号 大 野 一 登	〃
大洲市河辺町植松1589	東宇和郡宇和町大字久枝1番耕地41番地1 城 戸 晋五郎	〃
大洲市河辺町河都1591、1593	喜多郡河辺村大字北平乙1495番地 三嶋神社	〃
大洲市河辺町河都1595、1596	松山市古川西一丁目6番14号 穴 山 久 美	〃

大洲市河辺町植松1588	喜多郡肱川村大字植松乙845番地 大 野 清 森	"
大洲市河辺町植松1600、1608	喜多郡河辺村大字植松乙845番地 大 野 清 森	"
大洲市河辺町植松1610	大洲市田口甲2022番地 4 新 健 史	"
大洲市河辺町植松1612	喜多郡河辺村大字植松甲573番地 城 戸 ミツヨ	"
大洲市河辺町植松1613	喜多郡河辺村大字植松乙573番地 城 戸 ミツヨ	"
大洲市河辺町植松1614、1615	松山市古川北一丁目 9 番22号 大 野 高 廣	"
大洲市豊茂丁147、丁148	八幡浜市1112番地 大 藤 マリコ	"
大洲市豊茂丁147、丁148	松山市永木町官有地 田 中 ハツミ	"
大洲市河辺町三嶋1705	喜多郡河辺村大字三嶋1345番地 岡 田 年 夫	"

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第262号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成27年 3月13日

波止浜港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

今治市

今治市別宮町一丁目 4 番地 1

代表者 今治市長 菅 良二

今治市大三島町宮浦5714番 3

2 埋立区域

(1) 位置

今治市小浦町一丁目丁448番19から同448番27までの地先公有水面

(2) 区域

次の1点から8点までを順次直線で結んだ線並びに8点と1点を結ぶ平成23年の春分の満潮位(D.L.+3.93メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域。

基点(今治市小浦町二丁目戊20番8内の国土地理院「小浦」三等三角点)は、北緯34度06分41.1397秒、東経132度58分34.0141秒の地点

1点は、基点から真北258度21分01秒372.10メートルの地点

2点は、1点から真北262度25分42秒20.55メートルの地点

3点は、2点から真北352度25分42秒8.43メートルの地点

4点は、3点から真北262度25分17秒14.25メートルの地点

5点は、4点から真北352度25分59秒32.28メートルの地点

6点は、5点から真北82度25分28秒46.50メートルの地点

7点は、6点から真北352度25分02秒23.99メートルの地点

8点は、7点から真北81度17分01秒29.75メートルの地点

(3) 面積

2,037.47平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成25年10月 8 日 愛媛県指令25港第417号

4 しゅん功認可年月日

平成27年 3月13日

○愛媛県告示第263号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成27年 3月13日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成27年 3月 4 日

3 指定道路の位置

四国中央市上柏町字岩村336番1の一部、同337番1の一部及び同337番1地先農道の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 90.92メートル

(2) 幅員 5.00メートル

○愛媛県告示第264号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成27年 3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-23)第16076号	平成24年2月14日	影岡建設	影岡 勝則	伊予市両沢甲45-3	平成27年2月2日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-21)第14466号	平成22年3月3日	(株)トラスティングホーム	徳永 秀家	松山市東垣生町71-1	平成27年2月5日	建築工事業	建設業の廃止

(般-25)第17192号	平成25年 7月23日	(株)東洋ホーム	西原 実	松山市二番町1-2-11	平成27年 2月16日	大工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-23)第16900号	平成23年 8月3日	マーサーテクノシステム	正岡 吉正	松山市桑原3-11-11	平成27年 2月16日	管工事業 消防施設工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-24)第16194号	平成24年 10月12日	(株)フジ	尾崎 英雄	松山市宮西1-2-1	平成27年 2月18日	建築工事業 大工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第265号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	八倉松前線	伊予郡松前町大字筒井字外側914番1地先から 同字915番地先まで	旧	メートル 11.2~21.2	キロメートル 0.059	
			新	14.3~21.8	0.059	

○愛媛県告示第266号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成27年 3月13日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
26中局建(開)第44号 平成27年 3月2日	伊予郡砥部町重光409番9	伊予郡松前町大字筒井947番地1 セジュールウィルモア201 伊 藤 伸 悟

○愛媛県告示第267号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成27年 3月13日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
26中局建(開)第45号 平成27年 3月5日	東温市牛淵字牛頭守668番3	東温市牛淵668番地 阿 曾 沼 妙 子

○愛媛県告示第268号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西予市明浜町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 3月13日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	上 甲 榮 洋	西予市明浜町依津3番耕地38番地
"	酒 井 宇 之 吉	西予市明浜町依津3番耕地62番地
"	篠 川 久 詩	西予市明浜町依津2番耕地858番地8

"	三 浦 要 作	西予市明浜町依津2番耕地552番地
"	宇都宮 凡 平	西予市明浜町依津5番耕地63番地第1
"	稲 葉 一 也	西予市明浜町狩浜2番耕地1960番地
"	川 越 文 憲	西予市明浜町狩浜3番耕地1389番地
"	大 河 又 夫	西予市明浜町狩浜2番耕地209番地
"	宇都宮 亮 尚	西予市明浜町狩浜3番耕地1392番地
"	川 上 吉 嗣	西予市明浜町高山甲1380番地
"	川 上 竹 友	西予市明浜町高山甲1526番地
"	中 田 信 茂	西予市明浜町高山甲1431番地
"	松 島 義 幸	西予市明浜町宮野浦甲1475番地第4
"	山 村 庄 三	西予市明浜町宮野浦甲1049番地
"	上 田 甚 正	西予市明浜町田之浜甲849番地
"	二 宮 金 治	西予市明浜町田之浜甲768番地1

"	宇都宮 松 夫	西予市明浜町高山甲1448番地
監 事	坂 本 甚 松	西予市明浜町依津 1 番耕地448番地
"	大 早 稔	西予市明浜町渡江133番地
"	土 居 賢 一	西予市明浜町宮野浦甲1039番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	上 甲 榮 洋	西予市明浜町依津 3 番耕地38番地
"	酒 井 宇之吉	西予市明浜町依津 3 番耕地62番地
"	篠 川 久 詩	西予市明浜町依津 2 番耕地858番地 8
"	三 浦 要 作	西予市明浜町依津 2 番耕地552番地
"	宇都宮 凡 平	西予市明浜町依津 5 番耕地63番地第 1
"	大 早 稔	西予市明浜町渡江133番地

"	川 越 文 憲	西予市明浜町狩浜 3 番耕地1389番地
"	上 田 数 富	西予市明浜町狩浜 2 番耕地2075番地
"	宇都宮 亮 尚	西予市明浜町狩浜 3 番耕地1392番地
"	川 上 吉 嗣	西予市明浜町高山甲1380番地
"	川 上 竹 友	西予市明浜町高山甲1526番地
"	浜 田 克 弥	西予市明浜町高山甲3359番地
"	松 島 義 幸	西予市明浜町宮野浦甲1475番地第 4
"	山 村 庄 三	西予市明浜町宮野浦甲1049番地
"	有 田 勇	西予市明浜町田之浜甲764番地
"	中 山 源 綱	西予市明浜町田之浜甲786番地
"	平 田 與 輝	西予市明浜町宮野浦甲1086番地 2
監 事	坂 本 甚 松	西予市明浜町依津 1 番耕地448番地
"	大 河 又 夫	西予市明浜町狩浜 2 番耕地209番地
"	桐 山 壽 男	西予市明浜町高山甲3560番地

○愛媛県告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和三間線	宇和島市三間町務田739番 3 から 同町務田731番まで	平成27年 3月13日

○愛媛県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市長浜町下須戒甲1823番 5 から 同町下須戒甲1850番地先まで	旧	メートル 7.0~23.1	キロメートル 0.252	
			新	7.0~13.8	0.252	

○愛媛県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市長浜町下須戒甲1823番 5 から 同町下須戒甲1841番 1 まで	平成27年 3月13日

○愛媛県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜保内線	大洲市長浜町下須戒甲1845番1から 同町下須戒甲1837番18まで	平成27年 3月13日

○愛媛県告示第273号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成27年 3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
じ ん 臓 機 能 障 害	内 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	長 尾 知 明	東温市志津川	平成27年 3月1日
肢 体 不 自 由	小 児 科	独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	濱 田 智 子	東温市横河原366番地	平成27年 3月1日
肢 体 不 自 由	形 成 外 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	戸 澤 麻 美	東温市志津川	平成27年 3月1日

○愛媛県告示第274号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成27年 3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
弓 立 恒 善	弓 立 整 形 外 科	今治市日吉町2-3-20	白 石 病 院	今治市松本町1丁目5-9	平成27年 1月1日
松 田 芳 郎	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	宇和島市賀古町2丁目1-37	平成27年 1月1日

○愛媛県告示第275号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成27年 3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
肢体不自由・じん臓機能障害	内 科	一般社団法人積善会十全総合病院	淺 羽 宏 一	新居浜市北新町1番5号	平成27年 2月2日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成27年2月27日あったので公表する。

平成27年 3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 事件 平成27年度賃金引き上げその他に関する事項

- 2 日時 平成27年 3月23日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
一般財団法人 創精会	松山市美沢1-10-38
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
特定医療法人 清和会和ホスピタル	松山市柳原739
一般財団法人 真光会	松山市南高井1491

医療法人 北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521
一般財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13 - 47
医療法人 十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町1 - 1 - 28

八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地163
-------------	---------------

4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成27年1月11日から2月15日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成27年 3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

機械加工

特級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	B 2	B 3

機械加工（普通旋盤作業）

2 級

受 検 番 号
D 1

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	B 1	B 2	

工場板金（数値制御タレットパンチプレス板金作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

機械検査（機械検査作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 5	C 5

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12
A 甲 14	A 甲 15	A 甲 17	A 甲 19	A 甲 20	A 甲 21
A 甲 22	A 甲 23	A 甲 24	A 甲 25	A 甲 26	

機械保全

特級

受 検 番 号
B 3

機械保全（機械系保全作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 7	A 甲 9
A 甲 10	A 甲 11	A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16
A 甲 18	A 甲 19	A 甲 20	A 甲 21	A 甲 22	A 甲 23
A 甲 25	A 甲 27	A 甲 28	A 甲 29	A 甲 30	A 甲 31
A 甲 32	A 甲 33	A 甲 34	A 甲 36	A 甲 37	A 甲 39
A 甲 40	A 甲 42	A 甲 43	A 甲 45	A 甲 48	A 甲 49
A 甲 50	A 甲 51	A 甲 53	A 甲 54	A 甲 57	A 甲 58
A 甲 59	A 甲 60	A 甲 63	A 甲 66	A 甲 67	A 甲 68
A 甲 71	A 甲 72	B 1	B 2	B 4	B 5
B 8	B 10	C 1	C 2	C 4	C 5
C 6					

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8
A 甲 9	A 甲 12	A 甲 13	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 18
A 甲 19	A 甲 20	A 甲 23	A 甲 26	A 甲 27	A 甲 31
A 甲 32	A 甲 33	A 甲 34	A 甲 35	A 甲 36	A 甲 37
A 甲 38	A 甲 39	A 甲 41	A 甲 42	A 甲 44	A 甲 45
A 甲 46	A 甲 47	A 甲 49	A 甲 50	A 甲 51	A 甲 52
A 甲 53	A 甲 54	A 甲 56	A 甲 57	A 甲 58	A 甲 59
A 甲 60	A 甲 61	A 甲 63	A 甲 64	A 甲 66	A 甲 67
A 甲 68	A 甲 69	A 甲 70	A 甲 71	A 甲 72	A 甲 73
A 甲 75	A 甲 76	A 甲 77	A 甲 78	A 甲 79	A 甲 81
A 甲 82	A 甲 83	A 甲 84	A 甲 85	A 甲 86	A 甲 88
A 甲 100	A 甲 101	A 甲 103	B 2	B 3	B 4
B 5	B 6	B 7	C 1	C 2	C 3
C 4	C 5	C 7	C 8	C 9	C 11
C 12					

機械保全（電気系保全作業）

2 級

受 検 番 号
A 甲 5

機械保全（設備診断作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
C 3 C 17	C 6	C 7	C 9	C 11	C 16

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

3 級

受 検 番 号
A 甲 2

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12
A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	

半導体製品製造（集積回路チップ製造作業）

2 級

受 検 番 号
B 1

自動販売機調整（自動販売機調整作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10
A 甲 11	A 甲 12	A 甲 14	A 甲 16	A 甲 18	C 1

油圧装置調整（油圧装置調整作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

2 級

受 検 番 号
A 甲 2

農業機械整備（農業機械整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7
A 甲 8	B 1	C 1			

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9
A 甲 17	A 甲 18	A 甲 20	A 甲 21	B 1	B 2
B 3	C 1				

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 5	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 11	A 甲 13

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9
A 甲 10	B 3	B 4	B 5		

プラスチック成形

特級

受 検 番 号
A 甲 1

強化プラスチック成形（ビニルエステル樹脂積層防食作業）

1 級

受 検 番 号
B 1

石材施工（石材加工作業）

2 級

受 検 番 号
C 3

パン製造（パン製造作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 2	C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 B 1	A 甲 4	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 10

菓子製造（洋菓子製造作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2

菓子製造（和菓子製造作業）

2 級

受 検 番 号
B 1

建築大工（大工工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 5	C 1

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 8	A 甲 2 A 甲 9	A 甲 4 A 甲 10	A 甲 5 A 甲 11	A 甲 6 A 甲 12	A 甲 7 A 甲 13

A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18	A 甲 19	A 甲 20
--------	--------	--------	--------	--------	--------

かわらぶき（かわらぶき作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2

配管（建築配管作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3 C 1	A 甲 10 C 2	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13	A 甲 14

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 4	A 甲 11	B 1	C 1

3 級

受 検 番 号
A 甲 2

型枠施工（型枠工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 10 B 2	A 甲 2 A 甲 11 C 1	A 甲 3 A 甲 12 C 2	A 甲 4 A 甲 13 C 3	A 甲 5 A 甲 14	A 甲 9 B 1

鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2	C 3	C 5	C 6

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 9	A 甲 2 B 1	A 甲 3 C 1	A 甲 6 C 2	A 甲 7 C 3	A 甲 8

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	C 1

2級

受検番号
A甲 1

防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業）

1級

受検番号
C 1

防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業）

1級

受検番号	受検番号
C 1	C 2

2級

受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2

防水施工（改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）

1級

受検番号
C 1

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

単一等級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	B 1

カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 5	A甲 7	C 1

ガラス施工（ガラス工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 6	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10
A 甲 11	C 2	C 4			

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 9	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13
C 1	C 2	C 3	C 4	C 7	C 12
C 14					

3 級

受 検 番 号
A 甲 1

電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

1 級

受 検 番 号
B 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5

塗装（鋼橋塗装作業）

1 級

受 検 番 号
C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1	C 3

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第1号

愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 3月13日

愛媛県公安委員会委員長 山 本 泰 正

愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年愛媛県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（処分に係る公表）	（処分に係る公表）
<p>第4条 認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の処分を行った場合は、認定証番号、自動車運転代行業者の名称又は記号、主たる営業所が所在する市町、処分年月日、処分内容、処分理由、根拠法令及び処分を行った公安委員会を公表するものとする。ただし、当該処分の公表が適切でない認められる特段の事情がある場合又は法第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の同意若しくは法第23条第2項の規定による要請に際し、<u>知事</u> から当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合は、この限りでない。</p>	<p>第4条 認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の処分を行った場合は、認定証番号、自動車運転代行業者の名称又は記号、主たる営業所が所在する市町、処分年月日、処分内容、処分理由、根拠法令及び処分を行った公安委員会を公表するものとする。ただし、当該処分の公表が適切でない認められる特段の事情がある場合又は法第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の同意若しくは法第23条第2項の規定による要請に際し、<u>国土交通大臣</u> から当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合は、この限りでない。</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第2号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 3月13日

愛媛県公安委員会委員長 山 本 泰 正

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																					
別表第2（第9条の2関係）	別表第2（第9条の2関係）																					
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">番号</th> <th style="text-align: center;">路 線 名</th> <th style="text-align: center;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～14 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14の2</td> <td style="text-align: center;">一般国道56号 (宇和島道路)</td> <td style="text-align: center;">宇和島市津島町岩松甲2217番1地先 から同町高田丁187番1地先まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15～122 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	路 線 名	区 間	1～14 省略			14の2	一般国道56号 (宇和島道路)	宇和島市津島町岩松甲2217番1地先 から同町高田丁187番1地先まで	15～122 省略			<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">番号</th> <th style="text-align: center;">路 線 名</th> <th style="text-align: center;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～14 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15～122 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	路 線 名	区 間	1～14 省略			15～122 省略		
番号	路 線 名	区 間																				
1～14 省略																						
14の2	一般国道56号 (宇和島道路)	宇和島市津島町岩松甲2217番1地先 から同町高田丁187番1地先まで																				
15～122 省略																						
番号	路 線 名	区 間																				
1～14 省略																						
15～122 省略																						

附 則

この規則は、平成27年3月21日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第3号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 3月13日

愛媛県公安委員会委員長 山 本 泰 正

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則（平成17年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第79条関係）		別表（第79条関係）	
警察署名	課名	警察署名	課名
省略		省略	
愛媛県西予警察署	省略	愛媛県西予警察署	省略
愛媛県伯方警察署	警務課 会計課 刑事生活安全課 地域課 交通課		
愛媛県久万高原警察署 及び愛媛県愛南警察署	省略	愛媛県伯方警察署、愛媛県久万高原警察署 及び愛媛県愛南警察署	省略

附 則

この規則は、平成27年3月16日から施行する。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第2号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月13日

愛媛県公安委員会委員長 山 本 泰 正

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表2（第3条関係）		別表2（第3条関係）	
部課長の専決事項		部課長の専決事項	
1 部長専決事項		1 部長専決事項	
(1)～(4) 省略		(1)～(4) 省略	
(5) 交通部長		(5) 交通部長	
法令	専決事項	法令	専決事項
省略		省略	
自動車運転代 行業の業務の 適正化に関する法律	1 第5条第4項の規定による知事 との協議 2 第7条第2項の規定による知事 との協議 3・4 省略 5 第23条第2項の規定による知事 からの要請の受理 6 第23条第3項の規定による知事 との協議 7 第24条第2項の規定による知事 との協議 8 省略	自動車運転代 行業の業務の 適正化に関する法律	1 第5条第4項の規定による国土交通大臣 との協議 2 第7条第2項の規定による国土交通大臣 との協議 3・4 省略 5 第23条第2項の規定による国土交通大臣 からの要請の受理 6 第23条第3項の規定による国土交通大臣 との協議 7 第24条第2項の規定による国土交通大臣 との協議 8 省略

省略	
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）	1 第5条第7項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による <u>地域公共交通網形成計画</u> の協議 2 第5条第8項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による <u>地域公共交通網形成計画</u> の受理 3～5 省略 6 第27条の2第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による <u>地域公共交通再編実施計画</u> の策定に関する意見照会の回答 7 第27条の3第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による <u>地域公共交通再編実施計画</u> の認定に関する意見照会の回答 8 省略

2 課長専決事項

- (1)～(7) 省略
- (8) 交通企画課長

法令	専決事項
省略	
自動車運転代行の業務の適正化に関する法律	1・2 省略 3 第8条第2項の規定による <u>知事</u> に対する通知 4～6 省略 7 第9条第3項の規定による <u>知事</u> に対する通知 8 省略 9 第22条第1項後段の規定による <u>知事</u> に対する通知 10 第22条第2項の規定による <u>知事</u> からの通知の受理 11・12 省略

- (9) 省略
- (10) 交通規制課長

法令	専決事項
省略	
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	1・2 省略 3 第27条の2第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による <u>地域公共交通再編実施計画</u> の受理
省略	

- (11)・(12) 省略

省略	
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）	1 第5条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による <u>地域公共交通総合連携計画</u> の協議 2 第5条第7項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による <u>地域公共交通総合連携計画</u> の受理 3～5 省略 6 第21条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による <u>乗継円滑化実施計画</u> の策定に関する意見照会の回答 7 第22条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による <u>乗継円滑化実施計画</u> の認定に関する意見照会の回答 8 省略

2 課長専決事項

- (1)～(7) 省略
- (8) 交通企画課長

法令	専決事項
省略	
自動車運転代行の業務の適正化に関する法律	1・2 省略 3 第8条第2項の規定による <u>国土交通大臣</u> に対する通知 4～6 省略 7 第9条第3項の規定による <u>国土交通大臣</u> に対する通知 8 省略 9 第22条第1項後段の規定による <u>国土交通大臣</u> に対する通知 10 第22条第2項の規定による <u>国土交通大臣</u> からの通知の受理 11・12 省略

- (9) 省略
- (10) 交通規制課長

法令	専決事項
省略	
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	1・2 省略 3 第21条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による <u>乗継円滑化実施計画</u> の受理
省略	

- (11)・(12) 省略

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表2の1の(5)の表地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の項の改正規定及び別表2の2の(10)の表地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の項の改正規定は、公布の日から施行する。